







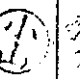


市長	副市長	部長	次長	課長	主査	合議
					 	  

第1回委員会の議事録について報告します

会議顛末書

会議名	第1回 保健福祉部障がい福祉課事案調査委員会
日時	令和5年3月30日(木) 15時～15時50分
場所	恵庭市民会館2階 大会議室
出席者	<p>【委員長】 広中総務部長 【副委員長】 池田総務部次長</p> <p>【委員】 高橋明子課長(保健課)、加賀谷主査(ワクチン接種対策室)</p> <p>【事務局】 辰下課長、武田主査(職員課)</p> <p>【事務局補助】 小路課長、小山主査、鈴木(障がい福祉課)</p>
内容	<p>1. 開会</p> <p>2. 委員長挨拶</p> <p>恵庭市を被告として国家賠償請求を提起される見込みとなった。 対象となる事案について事実関係を確認する必要が生じたので、市として内部調査の委員会を設置した。概ね2か月以内に聞き取りなどを通して事実確認を行うのでよろしく願いたい。</p> <p>3. 委員紹介</p> <p>4. 議事</p> <p>(1) 保健福祉部障がい福祉課事案調査委員会について 資料1</p> <p>*小路課長より資料に基づき説明</p> <p>《広中委員長》</p> <p>調査委員会の設置は顧問弁護士の宮永先生からの助言によるもの。事案についての事実確認が必要であること、また、申立て代理人の弁護士及び法律事務所がマスコミに情報を出す可能性があるため、取材が来た場合にも調査中であるという対応が取れるよう体制を整えた。</p> <p>なお、障がい福祉課の事案を調べるので、事務局は障がい福祉課ではなく職員課が担うこととしており、構成の委員は聞き取り調査の日程等を合わせるのに当初の6名から4名へと変更している。</p> <p>(2) 本件の概要について 資料2</p> <p>*小路課長より資料に基づき説明</p> <p>《小路課長》</p> <p>令和4年12月に、今回の証拠保全申立に先立ち、今回の代理人弁護士である船山弁護士より、平成28年頃市職員が■■■■牧場を訪問した際の記録について、公文書公開請求があったが、保存年限経過による廃棄のため、公文書不存在の回答をしている。</p> <p>公文書は残っていなかったが、パソコン上に残っているデータがいくつかある</p>

ので、本日の次第には記載していないが、資料に添付している。

《広中委員長》

障害者虐待防止法22条では、使用者による障害者虐待を発見した者は都道府県または市町村へ通報しなければならないとしており、同法23条で、通報を受けた市町村は都道府県に通知しなければならないとしている。

申立人は、市は、障害者虐待を知りながら北海道へ通知しなかったと言っている。虐待内容は具体的には金銭。使用者が申立人の了承を得ないまま障害者年金を費消したということである。

当時、市に虐待の認識があったかどうか重要なポイントとなるため、資料の読取りと関係者の聞き取りを進めていくことになる。

市は申立人と平成28年7月～令和4年8月までにかかわりを持っているが、特に平成28年、29年に生活支援、相談支援を行っている。このため、聞き取りを行う職員については、この2カ年に在籍していた6名だが、1名退職のため実際は5名。(佐々木福祉課長、佐藤障がい福祉課主査、狩野子ども家庭課長、石川教育総務課主査、上山介護福祉課主査)

まず資料をよく読み、事案を理解いただいて、次回、誰にどのような事を確認するか、すり合わせしたいと考えている。

《加賀谷委員》

対象職員の聞き取りは、委員長含め4人の委員で行うのか。

《広中委員長》

そう考えている。事務局は職員課だが、記録の提示など必要なことがあるかもしれないので、障がい福祉課の職員にも入ってもらおうと考えている。記録の取りまとめは事務局で行う。

《高橋委員》

虐待通報があった際の対応について、何か決まったものはあるか。

《小山主査》

恵庭市障がい者虐待防止マニュアルに基づき対応しているので、委員のみなさまへは後程提供する。

《広中委員長》

発端は、障がい者総合相談支援センターe-ふらっとの職員が、申立人のグループホーム入居を支援するにあたり通帳を確認し、お金が全くないということから弁護士へ相談をしたようである。その際に、過去に市が申立人の居住する■■■牧場を訪問していたことも伝えているようだ。

《高橋委員》

■■■牧場に住んでいた3名のうち、申立は1名ということか。

《小路課長》

そのとおり。申立人は3名のうち最も知的レベルが高いと思われる方。他の2名のうち、1名は成年後見人をつける手続きをしていると聞いている。

申立人は■■■牧場に20年ほど住んでいる方。他の2名もあわせて、何十年も生活を共にしている。

《池田副委員長》

給与が支払われていないようだが、職親制度はそういうものなのか。

《小路課長》

定かではないが、給与が食費、家賃、光熱水費として相殺される可能性もある。また、令和3年度にグループホーム入居支援のため市のかかわりが出てくるが、

平成28年当時から年数が経過していることもあり、当時と今では状況が変化していることも考えられる。

《広中委員長》

当時はe-ふらっとも北海道に虐待通報は行っていなかった。

さらに、e-ふらっとの職員は、職務上知り得た情報を第三者に提供していることになるので、それも問題である。

《小路課長》

e-ふらっとの契約違反や情報の漏洩に関しては、別途検討していくこととなると思う。

《広中委員長》

それに関しては今回の報告書の付帯意見としてまとめたいと考えている。

《高橋委員》

市長に提出する報告書はその後どう扱われるのか。

《広中委員長》

裁判になったら、恵庭市の主張のもとになる。

《池田副委員長》

育恵会は今もあるのか。

《小路課長》

令和4年4月で解散している。会長である■■■■牧場の■■■■さんが令和2年に亡くなり、また、コロナで会の活動ができなくなったこともあり、解散の方向となった。

育恵会の解散の相談と同時期に、■■■■さんの奥様から、住み込みで受け入れている障がい者3名をグループホームに入居させたいという相談があり、今回の事案へとつながる。

《池田副委員長》

平成28年7月8日の「電話・口頭受理事件処理書」に記載のある育恵会の■■■■さんは存命なのか。市が申立人とかかわりを持つきっかけになった方と考えられる。

《鈴木》

育恵会解散の際に、育恵会の通帳にある残金をすべての会員へ返金していたので、少なくとも1年前はご存命かと思う。

《広中委員長》

育恵会の活動に関して、障がい福祉課が事務局となって年2回行事を行っていた。育恵会の方も、障がい者が楽しめるようにと考えていたのだと思う。

《小路課長》

行事に係る会費や、育恵会の会費について、障がい者の分も滞りなく支払われている状況となっていた。

(3) その他

次回日程は4月6日午前中・7日午前中のどちらかを予定。

※恵庭市虐待防止マニュアルについては会議終了後、委員へ送付済

5. 閉会

以上